

合	計画認定住戸数が百一以上二百以下の場	十二万五千元
合	計画認定住戸数が二百一以上三百以下の場	十五万八千元
合	計画認定住戸数が三百一以上の場合	十六万九千元
その他 の場 合	一戸建ての住宅	三万三千元
共同住宅等又は複合住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以下の場合		六万八千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が六以上十以下の場合		九万五千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十一以上二十五以下の場		十三万四千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が二十六以上五十以下の場		十九万三千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五十以上の場		二十七万七千元

平方メートル以内の場	非住宅建築物の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	六十三万九千元
平方メートル以内の場	非住宅建築物の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合	七十五万六千元
平方メートルを超え	非住宅建築物の床面積の合計が二万五千平方メートルを超え	八十六万二千元
共同住宅等又は複合住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以下の場		六万八千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が六以上十以下の場		九万五千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十一以上二十五以下の場		十三万四千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が二十六以上五十以下の場		十九万三千元

建築物の住戸の数が五十一以上百以下の場		二十七万六千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が百一以上二百以下の場		四十九万三千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が二百一以上三百以下の場		五十七万九千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が三百一以上の場		七十二万四千元
非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合		三十六万三千元
非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合		五十一万九千元
非住宅建築物の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千		

場	計画認定住戸数が五十一以上百以下の場	二十七万七千元
場	計画認定住戸数が百一以上二百以下の場	三十七万六千元
場	計画認定住戸数が二百一以上三百以下の場	四十九万三千元
場	計画認定住戸数が三百一以上の場	五十七万九千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以下の場		七千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が六以上十以下の場		一万三千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十一以上二十五以下の場		二万二千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が		

二 法第五
十五条第
一項の規
定による
定に
低炭素建
築物新築
等計画の
変更の認
定（以下
「計画変
更認定」
という。
）を受け

知事が
定める
者があ
ら
か
じ
め認定
基準に
適合す
ると認
めた場
合

一戸建ての住宅
共同住宅等又は複合住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以下の場
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が六以上十以下の場
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十一以上二十五以下の場
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が

表の第一号の用途に供する部分（以下「非住宅部分」といふ。）	表の第一号の用途に供する部分		表の第一号の用途に供する部分		表の第一号の用途に供する部分	
	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が一平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合
表の第一号の用途に供する部分（以下「非住宅部分」といふ。）	九千円	二万六千円	七万九千円	十二万五千円	十五万八千円	十九万八千円
その他	六十三万九千円	五十一万九千円	三十九万三千円	二十二万四千円	十九万八千円	十七万七千円

表の第一号の用途に供する部分	表の第一号の用途に供する部分	表の第一号の用途に供する部分	表の第一号の用途に供する部分
非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一平方メートル以内の場合
九千円	二万六千円	七万九千円	十二万五千円
六十三万九千円	五十一万九千円	三十九万三千円	二十二万四千円

四 次の表の上欄に掲げる部分を有する共同住宅等又は複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画変更申請手数料の額は、表の第二号に定める額に、次の表の中欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。

共同住宅等又は複合建築物の部分	共同住宅等又は複合建築物の部分		共同住宅等又は複合建築物の部分	
	表の第一号の用途に供する部分	表の第一号の用途に供する部分	表の第一号の用途に供する部分	表の第一号の用途に供する部分
共同住宅等又は複合建築物の部分	四千元	一万三千元	三万九千元	六万二千元
その他	六十三万九千円	五十一万九千円	三十九万三千円	二十二万四千円

表の第二号の用途に供する部分	表の第二号の用途に供する部分		表の第二号の用途に供する部分		表の第二号の用途に供する部分	
	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が一平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合
表の第二号の用途に供する部分	四千元	七万九千円	九万九千円	五万三千円	八万八千円	十三万八千円
その他	六十三万九千円	五十一万九千円	三十九万三千円	二十二万四千円	十九万八千円	十七万七千円

表の第二号の用途に供する部分	表の第二号の用途に供する部分		表の第二号の用途に供する部分		表の第二号の用途に供する部分	
	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が一平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合
表の第二号の用途に供する部分	四千元	七万九千円	九万九千円	五万三千円	八万八千円	十三万八千円
その他	六十三万九千円	五十一万九千円	三十九万三千円	二十二万四千円	十九万八千円	十七万七千円

	非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合	三十七万八千円
	非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	四十三万千円

五 法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第一号若しくは第二号に定める額又は第三号若しくは前号の規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物又は非住宅建築物について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年二月青森県条例第八十三号）別表第一号の規定の例により算定した額を加算した額とする。

六 法第五十四条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における当該審査に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第五項に規定する構造計算適合性判定を伴うときの低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、前号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物又は非住宅建築物について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例別表の備考の第六号の表の規定の例により算定した額に百分の百五を乗じて得た額を加算した額とする。

七 一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について二以上の者が同時に当該共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画認定を受けようとする場合における共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手

資料の額は、表の第一号に定める額又は第五号若しくは前号の規定により算定した額をこれらの者が計画認定を受けようとする住戸の数を合計した数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、計画認定を受けようとする住戸の数を乗じて得た額とする。

八 一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について二以上の者が同時に当該共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画変更認定を受けようとする場合における共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第二号に定める額又は第五号若しくは第六号の規定により算定した額をこれらの者が計画変更認定を受けようとする住戸の数を合計した数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、計画変更認定を受けようとする住戸の数を乗じて得た額とする。

提案理由

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の徴収に関し必要な事項を定めるため提案するものである。